

令和元年12月20日
中部地方整備局

建設業法令遵守推進本部活動（立入検査結果速報）について ～大臣許可業者12社に対し、是正勧告～

中部地方整備局建設業法令遵守推進本部では、令和元年度活動方針を踏まえ、本年6月以降、順次、建設業許可業者に対する立入検査を実施しているところです。

この度、前回（令和元年6月～8月）同様、より早期に是正を促す観点から、改善を要する行為が確認された建設業者に対して、勧告を行いましたので、立入検査の実施状況（令和元年9月～11月）及び勧告の概要を公表します。

また、本立入検査では、元請・下請関係の適正化に関する法令遵守の周知徹底だけでなく、社会保険加入対策等の各種取組状況の確認も併せて行い、不適切な取組事例については、即時、是正指導を行いました。

1. 建設業者に対する立入検査の実施について 【詳細は、別紙参照】

令和元年9月から11月にかけて、中部地方整備局管内の大臣許可業者27社に対し、事務所での立入検査を実施し、改善を要すべき事項が確認された12社に対して勧告を行いました。

主な勧告内容としては、前回同様、下請代金の支払遅延の他、今回は契約書の不備や不作成の違反行為が多く見受けられました。

引き続き、書面契約の徹底や支払期日の遵守等、元請・下請関係の適正化に関する法令遵守の徹底を目的とした立入検査を実施していきます。

2. 社会保険加入対策等に関する確認・是正指導について 【詳細は、別紙参照】

社会保険加入を徹底・定着させるための取組として、立入検査時に、法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況や法定福利費を尊重した契約締結及び支払状況等の確認も併せて行い、不適切な取組事例については、即時、是正指導を実施し、より一層の社会保険加入対策の徹底を図っています。

前回同様、「法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請業者に対する見積条件に明示していない」事例が多く見受けられました。

3. 建設業取引適正化推進月間の取組について

国土交通省及び都道府県では、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」と定め、合同での立入検査を実施して連携の強化に努めました。

4. 配布先 中部地方整備局記者クラブ

【連絡先】 建政部 建設業適正契約推進官 すみだ 住田 よしはる 嘉治
建設産業課長補佐 くりもと 栗本 まこと 真
TEL 052(953)8572
FAX 052(953)8606

別紙

1. 建設業者に対する立入検査の実施状況

検査時期	6月～8月	9月～11月
検査対象	21社	27社
検査後の勧告実施	3社	12社

【勧告の内容】

勧告事由	6月～8月	9月～11月
下請代金にかかる見積書の受領関係	1	2
下請代金の期日内での支払い関係	2	6
下請契約の書面締結関係		5
追加・変更契約の書面締結関係	3	2
営業所専任技術者の配置関係		1
施工体制台帳・施工体系図関係	1	1

※1社の勧告に対して、複数の勧告事由が含まれるため、勧告実施件数と合計は一致しない。

2. 社会保険加入対策に関する確認状況

立入検査時に、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に定める元請企業の役割と責任という観点から、元請業者としての取組状況の確認を行うとともに、下請業者に対する不適切な取組事例について、以下のとおり、是正指導を実施しました。

確認された不適切な取組事例	6月～8月	9月～11月
法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう下請業者に明示していない。	9	18
下請から法定福利費を内訳明示した見積書が提出されていない（下請業者への見積書の提出を促していない）。	3	5
現場において作業員名簿を活用した社会保険加入状況の確認・指導を行っていない。	5	5

※なお、「法定福利費相当額を減額した事例」については、本立入検査時には、確認されていない。